

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和7年（2025年）9月22日

札幌市長 秋 元 克 広



記

1 契約担当部局

〒060-0051

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎15階

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課庶務係

電話 011-211-2352 FAX 011-218-5130

メールアドレス kei.shomu@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称 カラー複合機保守管理業務

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

(4) 入札方法 予定数量を用いた月額で行う（入札書の「単価」に記載する金額は銭単位（1円未満2桁）まで記載して良いこととする）。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第3条に定めるもののほか、同要領第85条に基づき以下の条件を満たす者。

ア 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」のうち、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されていること。

イ 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）における本店又は支店等所在地が市内の者。

ウ 告示日より過去2年間に本市と契約において類似業務の履行実績があり、当該役務の提供が十分に可能な者。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記 1 に同じ及び札幌市公式ホームページ上に記載

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/keiyaku/r7fukugouhoshu.html>

- (2) 入札書の受領期限
令和 7 年 9 月 29 日（月）10 時 00 分（必着）
- (3) 開札の日時及び場所
令和 7 年 9 月 29 日（月）11 時 00 分
札幌市役所本庁舎 15 階北側 経済観光局会議室
- (4) 入札書の提出方法
入札説明書別紙 1 の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

5 入札参加について

- (1) 入札参加資格は上記 3 のとおりだが、参加を希望する場合は、3(2)に掲げる参加資格を有することを確認するための書類を下記のとおり提出すること。なお開札日の前日までの間において当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 提出期限
令和 7 年 9 月 26 日（金）11 時 00 分
証明書類に入札参加資格送付書を添付し、上記 1 の契約担当部局へ持参又は送付すること（持参の場合も送付書は必須。送付の場合は必着のこと）。

6 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、落札金額（月額）を 1 年間当たりの額に換算した額（月額×12）の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が札幌市の休日定める条例（平成 2 年条例第 23 号）に定める休日（以下「休日」という。）の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

- (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 最低制限価格の設定 無
- (6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

- (7) 詳細は入札説明書による。